

令和4年度からの鹿沼市浄化槽設置費補助金申請時の注意点について

1 着手前申請の厳守について

鹿沼市浄化槽設置費補助金は、「鹿沼市浄化槽設置費補助金交付要綱」第2条第2項において、着手前に申請することが定められています。

着手前申請は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の入替工事の場合だけでなく、合併処理浄化槽の新設工事の場合でも厳守する必要があります。

浄化槽の設置工事および浄化槽の設置に関わるすべての配管工事は、補助金の交付決定通知書を受領した後に着工してください。

2 納税証明書添付の廃止について

令和3年度まで、補助金申請時に添付を求めておりました「市税を完納していることが証明できる納税証明書」を、令和4年度から廃止いたします。

令和4年度以降は、「市税の納税状況を確認するための同意書」のみを添付いただきますようお願いいたします。

ただし、申請者が鹿沼市外に在住の場合は、従来どおり申請者が居住している市町村の納税証明書の添付が必要となりますので、ご注意ください。